

【河川管理分】

島根県短時間降雨強度曲線式の改訂に伴う適用日の考え方について

河川法に基づく許認可・協議、開発行為に伴う流出増対策の申請について、島根県短時間降雨強度曲線式を用いる場合の取り扱いは次のとおりとします。

- ① 令和 5 年 3 月 31 日までに申請書、協議書の提出があった場合
平成 27 年度版の島根県短時間降雨強度曲線式を適用する。

- ② 令和 5 年 4 月 1 日以降に申請書、協議書の提出があった場合
令和 5 年度版の島根県短時間降雨強度曲線式を適用することを原則とする。ただし、
通知日（令和 4 年 10 月 4 日）以前に事前協議により河川断面について同意しており、
設計変更が困難な事案などについてはこの限りではない。